



まちのお知らせ



へようこそ!



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ばすてるからのお知らせです。 ◆◆◆

9月のピヨピヨクラブでは「運動あそび」を行いました。それぞれのクラスで体を使ったあそびをしました。「玉入れ」では色別にカゴに入れたり、「フラフープくぐり」や「ハイハイ」など年齢に合わせた運動を取り入れながら楽しく過ごすことができました。これからも親子で楽しく交流できる時間を作っていきたいと思えます。



▲玉入れの様子



▲ハイハイの様子

◎11月のスケジュール (予定)

ピヨピヨ クラブ	ふたばクラス…14日(火)、21日(火)	誕生会…20日(月)
	みつばクラス…9日(木)、16日(木)	栄養相談(栄養士による)…28日(火)
	よつばクラス…10日(金)	
休館日	1日(水)、6日(月)、8日(水)、15日(水)、22日(水)、24日(金)、29日(水)	

※開館状況等が変更になる場合がありますので、ホームページ等にて確認してください。

◎クリスマスコンサート

フルーツとアルパを使った親子で楽しむコンサートです!!

プログラム クリスマスメドレー、いつも何度でも、
コンドルは飛んで行く〜花祭り ほか

演奏者 あるばると 澤田 智美(アルパ)、小栗 美佳(フルーツ)

日時 12月17日(日) 午後2時~(開場:午後1時45分)(1時間程度)

定員 50人(親子あわせて)

入場料 200円

申込方法 参加者氏名、年齢、住所、連絡先を「子育てはうす ばすてる」まで
申込む。(電話予約可)

申込締切 12月12日(火) ※定員になり次第、締切。



▲演奏者 あるばるとさん

問合せ先 子育てはうす ばすてる ☎ 34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は♪

おおのファミリー・サポート・センターからのお知らせです

◎8月27日に、「ファミサポ交流会」を開催しました



▲魚釣りゲーム ▲ミッキーダンス ▲人形劇 鑑賞

自分たちで作った牛乳パックの魚をブルーシートの池で泳がせ、たくさんのお魚たちを釣る魚釣りゲームで遊びました。また、ミッキーの耳を作り、頭にかぶって、みんなで「ジャンボリミッキー」を踊りました。子どもたちは元気よく、親さんたちもハア〜ハア〜、フ〜フ〜しながら、楽しく体を動かしました。

その後、「おはなし舎 和母」さんによる大型絵本の読みきかせと人形劇を、皆さんとても興味深く鑑賞しました。参加された提供会員さんに小さいお子さん

の子守りもしていただき、親さんも安心して楽しく交流が深められたように感じました。

今回は、12月10日(日)に総合町民センターにてクリスマス関連の交流会を予定していますので、皆さんの参加をお待ちしています。

おおのファミリー・サポート・センターでは、利用会員さん(子育ての手伝いをして欲しい人)と、提供会員さん(お手伝いをしたい人)がお互いに会員登録をして、地域の中で助け合って、みんなで子育てをしていく活動を行っています。

登録料は無料です。

利用会員さん、提供会員さんどちらも随時募集していますので、ぜひ連絡してください。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター
(子育てはうす ばすてる内) ☎ 34-1010

太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の申告

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産（事業に用いる機械や備品等の資産）についても課税され、太陽光発電設備（ソーラーパネル発電）も課税対象となる場合があります。次の「償却」資産に該当するものについては、毎年1月末までに申告をする必要があります。

◎課税の対象となる太陽光発電設備

設置者	10kw以上の太陽光発電設備（余剰売電・全量売電）	10kw未満の太陽光発電設備（余剰売電）
個人（住宅用）	償却資産の申告対象 家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置し、発電量の全量または余剰を売電する場合は、売電するための事業用資産となるため、申告対象となる。	償却資産の申告対象外 売電するための事業用資産とはならないため、申告対象外となる。
個人（事業用）	償却資産の申告対象 個人であっても事業の用に供している資産となるため、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず、申告対象となる。	
法人	償却資産の申告対象 事業の用に供している資産となるため、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず、申告対象となる。	

◎発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

家屋 家屋としての評価対象となるため、償却資産としての申告は不要

償却 償却資産に該当するため、償却資産としての申告が必要

◎申告書の提出

申告期限 令和6年1月31日（水）

提出書類 ①償却資産申告書 ②種類別明細書

※提出書類は、税務課に備付けてあります。すでに申告をされている人については、12月中旬に申告書を送付します。

提出先 税務課

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367

教育委員会のページ

中学生音楽鑑賞会の開催

9月13日、総合市民センターにおいて、音楽に触れ豊かな感性の醸成を図ることを目的とした中学生音楽鑑賞会を開催しました。

この音楽鑑賞会では、朝日大学体育会吹奏楽部の皆さんの演奏を聴きました。同吹奏楽部は、2019年4月に創部された比較的新しい吹奏楽部ですが、今年の1月には、アメリカ・パサデナ市で開催された「ローズパレード2023」に「岐阜選抜バンド」のホストバンドとして派遣されています。また、数々のアンサンブルコンテストや吹奏楽部コンクールで金賞を受賞している実力のある学校です。

当日は中学生が司会進行などを務め、アンコールでは大野中学校吹奏楽部、揖東中学校管弦楽部の学生と

セッションを行いました。楽器紹介コーナーでは、一つひとつの楽器の音色の良さを味わいました。また、曲に合わせて手拍子したり、リズムに合わせて体を動かしたりして楽しみ、大変盛り上がった鑑賞会となりました。



▲音楽鑑賞会の様子



野外焼却、ちょっと待った！

住みよいまちづくりのため、ご協力を

家庭から出たごみは、分別して決められた収集日に出してください。また、産業廃棄物であれば産業廃棄物許可業者に委託して適正な処理が必要です。

ごみの野外焼却は、法律で禁止されています。ただし、農業による枝・下草の焼却は一部例外となっています（マルチ、温室シート等プラスチック製品は禁止）。しかし「家の窓が開けられない」「布団・洗濯物に汚れや臭いが付く」「健康被害を受けた」など、不満の声をいただく機会が増えています。特に、健康被害については、お子さんなど、若年層への影響が深刻な問題となっています。

住みよいまちづくりのためにも、時間帯を考えた、事前に時間を伝えるなど、周辺地域への配慮をお願いします。また、町では焼却灰の回収は行っておりません。少量の草木は50センチ以下の大きさにして生ごみ等収集袋に、それ以外は引取可能場所へ持ち込み、処分してください。

柿の剪定枝葉・幹の引取りについて

町の許可業者にて、生産農家による野焼き防止に協力いただき、次の内容、料金で引取りを実施しています。搬入先など詳細は直接問合せてください。

◎品目 柿の剪定枝・葉・幹

◎引取金額 軽トラック1車につき100円（柿以外は1kgごとに13円）

◎受入時間 午前8時～午後5時

※土曜日は不定休のため、要確認。

◎休日 日曜日・祝日・年末年始

※ビニールなどの紐は取り除いてください。

持込・問合せ先

株式会社マルダイ（大環衛処分許第1号・五之里148番地1） ☎ 36-0320

下草・剪定枝の引取りについて

◎品目 下草、庭木の剪定枝

※径7cm以下、長さ50cm以下に切る。

◎引取金額 10kgごとに100円

◎受入時間 平日午前8時30分～午後4時30分

◎休日 土・日・祝日・年末年始

※役場での申請が必要。

持込・問合せ先

西濃環境整備組合（下座倉1375番地1）

☎ 32-4153

町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし！ 静かな環境で全室日当たり良好！ 商業施設も近くて便利！

団地名	中之元北団地（特定公共賃貸住宅）2～4階部分		
募集戸数	若干数（2DK・3DK）		
住宅使用料 （賃貸条件等）	使用料	2DK 43,000円/月	3DK 52,000円/月（いずれも駐車場1台、2㎡の物置を含む）
	敷金	家賃の3カ月分	
	その他	インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り	
入居資格 （全てに該当すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の1カ月の世帯全員の所得金額（※）が158,000円以上487,000円以下の人（所得の上昇が見込まれる人を含む） ・ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること ・ 現に同居し、または同居しようとする親族があること ・ 現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと ・ その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと 		

※ 1カ月の所得とは（年間所得金額－控除額の合計）÷12カ月

◇駐車場は、1戸につき1台です。

◇入居決定/応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。

申込・問合せ先

建設課

☎ 35-5376

大野町職員の給与の状況の公表

町職員の給与について、町民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

問合せ先 総務課 ☎ 35-5364

◎人件費

人件費とは、職員の給料・手当のほか、町長・議員等の特別職の給料報酬、各種委員報酬などのことをいいます。

これを令和4年度の一般会計の決算で見ると次のようになります。

歳出総額 8,671,339千円

人件費	人件費以外
1,306,823千円	7,364,516千円

・令和4年度の人件費率 15.1%

◎給与の内訳

令和5年度の一般会計当初予算に計上された職員の給与費は次のようになっています。(単位：千円)

給料	職員手当	期末勤勉手当	計	1人あたり給与費
516,138	73,019	194,484	783,641	5,056

(注) 職員手当には、退職手当は含まれていません。

給料、各手当等には会計年度任用職員の給料、手当等も含まれています。

◎平均給与月額

一般行政職 (令和5年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
290,593円	331,653円	40.6歳

技能労務職

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
253,660円	257,040円	50.0歳

(注) 1 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

2 技能労務職とは、学校の用務等作業に従事する職員のことをいいます。

◎初任給および経験年数による平均給料月額

(令和5年4月1日現在)

区分	初任給	経験年数10年	経験年数20年
一般 大学卒	185,200円	256,250円	—
行政職 高校卒	154,600円	—	—

※一般行政職の初任給は、国家公務員と同額です。

◎一般行政職員の級別の構成比

(令和5年4月1日現在、単位：人、%)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主任	係長・主査	課長補佐	主幹	課長	部長・次長	
職員数	22	22	30	14	6	14	6	114
構成比	19.3	19.3	26.2	12.3	5.3	12.3	5.3	100

(注) 1 一般行政職の給料表は7級制を採用しています。

2 標準的な職務内容とは、各職務の級に該当する代表的な職名です。

◎職員手当の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	期末・勤勉手当	退職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当
	6月期 12月期 職務上の段階等に応じた加算措置	1.200月分 1.200月分 有(5%~15%)	自己都合 勤続25年 最高限度額 その他の加算措置	定年・応募認定 28.0395月分 47.709月分 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)	配偶者は月額6,500円、子は10,000円 その他の扶養親族1人につき月額6,500円 16歳から22歳の子には月額5,000円加算

※町の手当の支給率等は国の基準に従って、国と同率です。

◎特別職の報酬等の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額等	期末手当	
給料	町長	720,000円	6月期 2.20月分 12月期 2.20月分 計 4.40月分
	副町長	580,000円	
	教育長	540,000円	
報酬	議長	310,000円	計 4.40月分
	副議長	272,000円	
	議員	256,000円	

(注) 期末手当の額は、給料・報酬月額に15%を乗じて得た額の合計額に、当該支給率を乗じて得た額とします。

◎職員数の状況

(単位：人)

区分	職員数			
	令和4年	令和5年	増減数	
一般行政部門	124	121	△3	
教育部門	19	19	0	
公営企業等 会計部門	水道	4	4	0
	国保	2	2	0
	後期高齢者医療	0	0	0
	IC	1	1	0
計	150	147	△3	

定員適正化計画の目標 新たな定員適正化計画(令和5年度~14年度)においては、総職員数を170人にすることを目標としています。新規採用者については、10カ年の退職者の総数および増加数を平準化して各年度の採用数を決定することで年代間の増減の格差がないよう、適正な定員の管理に努めています。